



地東九医総第7号  
令和5年4月18日

東金市長 鹿間 陸郎 様

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター  
理事長 河野 陽



地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員に対する報酬等の支給の基準の変更について（届出）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条第1項において準用する同法第48条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターは、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第2項の規定により、役員に対する報酬等の支給の基準を次のとおり変更した。

1 変更した項目

理事の年俸の額

2 変更の内容

(1) 変更前

区分	月例年俸	業績年俸
理事	7,200,000円	3,000,000円

(2) 変更後

区分	月例年俸	業績年俸
理事（センター長を兼ねる者に限る。）	12,960,000円	5,400,000円
理事（センター長を兼ねる者を除く。）	7,200,000円	3,000,000円

3 施行期日

令和5年4月1日